

## 中富良野町新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業実施要綱

### (通則)

第1条 中富良野町新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金の交付については、町費補助金交付規則（昭和42年規則第5号。以下「規則という。」）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して売上高等の減少などにより経営の安定に支障が生じている中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号、第5号及び第6項の規定に基づく認定を受けた中小企業者等に対し、必要な事業資金融資（以下「事業資金」という。）の円滑化を図るため、中富良野町が中小企業者等の借り入れによって生ずる利子及び保証料を補給することにより経営の安定に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 利子補給等対象者は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに融資金額30,000,000円以内の事業資金を借り入れた中小企業者等とする。

2 町税等の滞納をしていないこと。

3 前各号の規程にかかわらず、町長が不相当と認めるときは、利子補給補助金を交付しない。

### (補助対象)

第4条 利子補給等補助金の対象経費は、事業資金を用途とする危機関連保証、セーフティネット保証4号・5号のいずれかの認定を受け、国及び北海道が実施する新型コロナウイルス感染症対応資金の交付決定を受けた中小企業者等の利子及び保証料とする。

2 前項に規定する利子補給等補助金の対象期間は、事業資金の借り入れによって生ずる利子の償還開始後37ヶ月から60ヶ月までとする。

### (利子補給補助金の額)

第5条 前条に規定する利子補給等補助金の対象経費及び対象期間において利子補給の対象となった貸付金の毎年12月1日から翌年11月30日までの期間における融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。この総額を、年間の日数（365日）で除して得た金額とする。））とする。

### (利子補給補助の期間)

第6条 利子補給補助の期間は、最も遅く融資を受けた日から起算して5年以内とする。ただし、中途において償還が完了したときは、その償還日までとする。

(利子補給等補助金の認定)

第7条 利子補給を受けようとする者は、利子補給補助事業認定申請書（別記様式第1号）に町長が必要と認める書類を添付し、町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、利子補給事業認定通知書（別記様式2号）により通知するものとする。

(利子補給等補助金の交付申請)

第8条 前条の規定により利子補給等補助金の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該年度分について、当該年度11月末日までに規則第2条に定める申請書に利子補給等補助金計算書（別記様式第3号）を添えて、町長に提出しなければならない。

(利子補給等補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条による申請者の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、利子補給補助金の交付決定を行い、補助金交付指令書（規則別記第1号様式）により申請者に通知するものとする。

(利子補給等補助金の返還)

第10条 町長は、利子補給補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利子補給等補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した利子補給補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、補助金交付指令書（規則別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) この要綱の規程に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請等、不正な手段により利子補給等補助金の交付を受けたとき。
- (3) 本事業資金を目的以外の目的に使用したとき。
- (4) 本事業資金の償還金を滞納したとき。
- (5) その他町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月9日から施行し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに認定を受けた者について適用する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定の適用及び令和3年3月31日までに認定しているものについては、この要綱の失効後においても、なおその効力を有する。